

【録画掲載のお知らせ】物効法「特定荷主の指定の届出のシステム上での提出方法等」に係る説明会

物流効率化法の「特定荷主の指定の届出のシステム上での提出方法等」について、4月27日、標記の説明会を開催しましたところですが、回線トラブル等により説明会に入室できない事象が発生し、参加を予定されていた多くの皆様にご不便・ご迷惑をおかけしました。心よりお詫び申し上げます。

今般、当日使用しました説明資料及び説明会の録画動画について、それぞれ以下の国交省・経産省のHPに掲載いたしましたので御連絡いたします。

(国交省) https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000134.html

(経産省) 物流効率化法について (METI/経済産業省)

※掲載内容は同一です

(参考) 説明会概要

- ・ 日 時：令和8年4月27日(月) 14時00分～
- ・ 場 所：オンラインのみ (Microsoft Teams)
- ・ 内 容：①物流効率化法に関する概要
②特定荷主等の指定の届出におけるシステム上での提出の仕方について
③物流関係トピックの共有、優良事例の照会等
- ・ 対象者：荷主業界の事業者、荷主の担当者 等

本説明会にご参加いただけなかった皆様におかれましては、上記 URL から資料及び動画をご活用いただけますと幸いです。

ご不明な点等がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

引き続きどうぞよろしく願います。

経済産業省 製造産業局

素材産業課

〒100-8901 千代田区霞ヶ関 1-3-1

Tel：03-3501-1737 (3731) 【課室直通】

-----Original Message-----

Subject: 【荷主向け】物流効率化法における「特定荷主の指定の届出のシステム上での提出方法等」に係る説明会の開催について（4月27日（月））

本年4月1日、物流効率化法が全面施行されました。同法に基づき、一定規模以上の荷主は特定荷主として指定され、物流の効率化に向けた中長期計画の作成や定期報告等が義務付けられます。

そのためには、まずは荷主事業者の皆様が自社の取扱い貨物の重量を算定し、基準重量以上であった場合には、荷主事業所管省庁に「特定荷主の指定の届出」を電子システムにて提出することが必要です。

つきましては、特定荷主等の指定の届出に関する事項や、主に電子システムを使った届出の提出の方法について、荷主業界団体及び荷主事業者等を対象に、別紙のとおりオンライン説明会を開催いたしますので、是非ご参加ください。

【開催概要】

- ・ 日 時：令和8年4月27日（月）14時00分～
- ・ 場 所：オンラインのみ（Microsoft Teams）
- ・ 内 容：①物流効率化法に関する概要
②特定荷主等の指定の届出におけるシステム上での提出の仕方について
③物流関係トピックの共有、優良事例の照会等
- ・ 対象者：荷主業界の事業者、荷主の担当者 等

【申し込み方法】

特段、お申し込みは不要です。当日、お時間になりましたら以下の URL からログインください。

https://teams.microsoft.com/dl/launcher/launcher.html?url=%2F_%23%2Fmeet%2F335557326291867%3Fp%3Dlztuv00WFMOF57WVFZ%26anon%3Dtrue&type=meet&deeplinkId=d8fc89fc-e1c4-42de-b4e9-ef49154cd5cb&directDl=true&msLaunch=true&enableMobilePage=true&suppressPrompt=true

【資料掲載場所等】

当日までに以下、国土交通省の HP に掲載予定です。

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000132.html

※尚、届出の提出にあたり注意点をまとめた資料を以下に掲載しておりますので、こちら
もご参照ください

(経産省 HP)

https://www.meti.go.jp/policy/economy/distribution/bukkoho_system_flyer.pdf

経済産業省 製造産業局

素材産業課

〒100-8901 千代田区霞ヶ関 1-3-1

Tel : 03-3501-1737 (3731) 【課室直通】